

公益財団法人岩手県文化振興事業団第64回理事会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月16日(木) 午後1時30分～
- 2 開催場所 岩手県立美術館 会議室
- 3 出席者 理事総数 9名  
出席理事 9名  
理事長 石田 知子 理事 泉 裕之  
理事 熊谷 常正 理事 齊藤 邦雄  
理事 齋藤 哲子 理事 柴田 和子  
理事 高橋 廣至 理事 平野 信二  
理事 藁谷 収  
監事総数 2名  
出席監事 2名  
監事 佐々木 恵太 監事 田村 均次
- 4 議長 理事長 石田 知子
- 5 決議事項  
議案第1号 令和4年度事業計画の変更について  
議案第2号 令和4年度収支補正予算について  
議案第3号 令和5年度事業計画について  
議案第4号 令和5年度収支予算について  
議案第5号 文化振興基金の処分(一部取崩し)について  
議案第6号 公益財団法人岩手県文化振興事業団組織規程の一部改正について  
議案第7号 公益財団法人岩手県文化振興事業団事務決裁規程の一部改正について  
議案第8号 公益財団法人岩手県文化振興事業団就業規程の一部改正について

- 議案第9号 公益財団法人岩手県文化振興事業団職員給与規程の一部改正について
- 議案第10号 公益財団法人岩手県文化振興事業団借上住宅管理規程の廃止について
- 議案第11号 公益財団法人岩手県文化振興事業団資金管理運用方針の一部改正について
- 議案第12号 県出資法人に係る中期経営計画書について
- 議案第13号 重要な使用人の選任について

## 6 報告事項

- 報告事項1 各種規程等の改正について（職務執行状況報告）
- 報告事項2 令和4年度事業の執行状況について（職務執行状況報告）
- 報告事項3 岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案を踏まえた対応について（職務執行状況報告）
- 報告事項4 県立施設の指定管理者指定申請について

## 7 議事の経過の要領及びその結果

定刻、総務部職員が、理事総数9名のうち9名出席により、本理事会が定款第35条に規定する定足数を満たしており、有効に成立した旨を告げた。

次に、本日の決議事項に特別の利害関係を有する理事がいないことを確認した後、開会を宣し、定款第34条の規定に基づき理事長が議長に就任し、議案の審議に入った。

- (1) 議案第1号 令和4年度事業計画の変更について
- (2) 議案第2号 令和4年度収支補正予算について

議長は議案第1号及び第2号を上程し、埋蔵文化財センター総務課長及び総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

- (3) 議案第3号 令和5年度事業計画について
- (4) 議案第4号 令和5年度収支予算について
- (5) 議案第5号 文化振興基金の処分（一部取崩し）について

議長は議案第3号、第4号及び第5号を上程し、事務局長兼総務部長、県民会館参事兼ホール課長、埋蔵文化財センター総務課長、博物館副館長、美術館副館長及び総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

#### 《質問・意見等》

##### 【県民会館館長】

県民会館の業務見直しについて、補足させていただく。

窓口業務及び窓口での会館利用申込については、現行、午前9時から午後9時30分までのところ、午後5時までとさせていただく。ただ、県が整備した予約システムにより24時間対応となる。

窓口でのチケットの委託販売については、4月からは中止する。皆様への周知もあり2月いっぱいまで中止している。

催物案内の表示については、印刷物から電子看板、デジタルサイネージに切り替える。全部で4か所の案内となる。

自主事業については、昨年度19公演から9公演に縮小させていただく。

これらにより組織体制を見直し、現行、2課体制のところ、業務管理課1課体制にするとともに、法人職員を1名、会計年度雇用職員2名を削減する。

委託料の見直しに関しては、チケット予約販売システムを廃止するほか、独自の施設予約システムも廃止する。ただし、今年度は半年間だけ経過的に運用する。また、印刷物の廃止も行う。

施設の利用料金についても見直し、現行料金の2割の範囲内で条例に規定する料金の上限まで見直す。今後、県でも条例を見直すと聞いている。

これらの見直しにより、収支の改善が期待されるものである。

##### 【理事】

美術館の事業について、「自主企画展」とあるが、企画展というものは一般的に学芸員が企画し実施するものなので、わざわざ「自主企画展」とする必要はない。もう少し違う名称を考えた方がいいのではないか。

博物館法が改正され4月から施行されるが、「文化芸術の拠点として」という文言が第1条に入った。施設の性格を大きく変える改正であるが、これに基づいて、理念とか中期目標の見直しが必要になると考えるが、その検討をお願いしたい。

文化振興基金について、本来、基金というものは基金を取り崩して事業を実施するようなものではない。基金から生じる運用益で事業を行うべきものである。原則どおり、基金の運用益を基本として事業を考えていくべきである。

令和元年度以降、基金本体が1千万円以上減少している。これは大きな問題で、特別事業など助成事業の見直しが必要である。

平成29年にできた文化芸術基本法では、「文化芸術」というタームができたが、本法人の設立目的において「芸術文化」、基本目標で「芸術・文化」、基本方針で「文化芸術」、経営理念では「文化振興施策」と統一性が見られない。

この辺の見直しを、ある時期には行っていく必要があるのではないか。

令和5年度事業計画（総括）の記載において、「新型コロナウイルス感染防止」の記載があるが、今後5類への見直しが行われることから、削除することも考えていいのではないか。

県民会館では大変な努力をされているが、この努力を県民に理解していただく必要がある。県民に対し、自主事業の見直しや各種料金の改定について、どのようにアナウンスし、理解を得ようとしているのか。

#### 【県民会館館長】

県民会館事業の関係では、コンサートサロンの会員については個別に案内する考え。メインはホームページで、利用料金や窓口業務、自主事業等について周知していく。

また、利用者に対するお知らせ、会館内の掲示など、機会をとらえて県民に理解を求めていく。懇切丁寧に理解していただくしかない。

### 【美術館館長】

自主企画展の名称については、巡回展のようにパッケージになっているものとの区別を意図したものだが、これを変更するとしても適当な呼称がない。自主企画展というのは、全国的に使われている名称なので。

### 【総務部総務課長】

情報発信については、様々な媒体がある中で、効果的な発信手段としてSNSの活用が欠かせない。総務部と県民会館ではツイッターを利用している。

また、ホームページに関しては、新しいホームページへの切替えの作業を行っているところ。

文化振興基金について御指摘を頂いたが、事務局としても基金の運用益で事業を実施したいが、現在の低金利状況では、運用益は必要額の4分の1程度にしかならず、これでは事業の効果は限られる。

このため、県と相談し、基金を取り崩しながら事業を実施するという苦渋の選択をしているところ。

設立目的、基本目標等における「芸術文化」等の表現に関しては、遑って変更することはできないが、工夫してできることは統一を図っていく。

「新形コロナウイルス感染症の感染防止に取り組みながら」という表現については、感染症の分類変更もあり迷ったところである。

削除するか否か、各理事の意見を伺いたい。

### 【理事長】

インフルエンザと同様の5類に移行することは決まったが、感染防止対策に取り組むこと自体は間違いないと考えられる。

今年度は、このままでいいのではと思うが如何か。

### 【理事】

今年度は入れてもいいのではないかと。

**【理事】**

微妙なところだが、このままで承知した。

**【理事長】**

文化振興基金について、そもそも基金事業は果実で事業実施するのが本来の姿で、最も金利の高い時期に造成されたところ。その一方で、基金造成をどうするかという問題はある。

(6) 議案第6号 公益財団法人岩手県文化振興事業団組織規程の一部改正について

議長は議案第6号を上程し、事務局長兼総務部長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

**【理事】**

平泉世界遺産ガイダンスセンターを事業所として独立させない理由は何か。県立の組織は残るのか。そちらの館長はいるのか。

柳の御所関係の重要文化財の管理や資料の貸し出しはどうなるのか。

**【事務局長兼総務部長】**

人員体制及び事業規模から考えて、独立した事業所として運営するよりは、総務部の一つの課とする方が効果的、効率的と判断したところ。

県立の組織としては残らないが、県教委から数人がガイダンスセンター内に駐在として勤務する。館長は、非常勤の県職員で4月以降も継続する。

柳の御所関係の収蔵品は、県教委がガイダンスセンター内で管理するが、収蔵庫自体は、指定管理を受けた事業団が管理することとなる。

(7) 議案第7号 公益財団法人岩手県文化振興事業団事務決裁規程の一部改正について

議長は議案第7号を上程し、事務局長兼総務部長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(8) 議案第 8 号 公益財団法人岩手県文化振興事業団就業規程の一部改正について

議長は議案第 8 号を上程し、事務局長兼総務部長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

【理事】

県民会館の始業は、午後 1 時からなのか。

【事務局長兼総務部長】

県民会館は、午後 9 時 45 分まで勤務する必要があるので、終業時刻に合わせて午後 1 時から勤務する職員もいるということである。

【県民会館館長】

もちろん、午前 8 時 30 分から勤務する職員もいる。

【事務局長兼総務部長】

全員が午後 1 時から勤務するわけではなく、午前 8 時 30 分から勤務する職員と、午後 1 時から勤務する職員がいるということである。

(9) 議案第 9 号 公益財団法人岩手県文化振興事業団職員給与規程の一部改正について

議長は議案第 9 号を上程し、事務局長兼総務部長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(10) 議案第 10 号 公益財団法人岩手県文化振興事業団借上住宅管理規程の廃止について

議長は議案第 10 号を上程し、総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(11) 議案第 11 号 公益財団法人岩手県文化振興事業団資金運用方針の一部改正について

議長は議案第 11 号を上程し、総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

【理事】

現行の方針第 6 に規定する基本計画がなくなるのは何故か。

【総務部総務課長】

基本計画という名称はなくなるが、現行の方針第 4 の収支計画等も併せ、改正後の第 6 運用計画に統合したものである。

(12) 議案第 12 号 県出資等法人に係る中期経営計画書について

議長は議案第 12 号を上程し、総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

【理事】

平泉世界遺産ガイダンスセンターの入館者数の目標値は、有料化等の現状を踏まえるとハードルが高いのではないか。

【総務部総務課長】

ここの数値目標については、県立平泉世界遺産ガイダンスセンターだけでなく、平泉町で設置しているセンターの入館者数も合わせた数値と聞いている。

【理事】

文化遺産センターも含めてということであれば納得する。

【理事長】

この目標値は、県のアクションプランに連動して県が設定するもので、県立施設だけでなく市町村立施設まで含めて対象にしていると聞いている。



(13) 議案第13号 重要な使用人の選任について

議長は議案第13号を上程し、総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、候補者ごとの採決の結果、全員異議なくこれを承認した。

8 報告事項

(1) 報告事項1 各種規程等の改正について（職務執行状況報告）

理事長から、公益財団法人岩手県文化振興事業団文書取扱規程ほか6件に係る理事長専決での一部改正について報告があるとともに、総務部総務課長から詳細説明があり、了承した。

(2) 報告事項2 令和4年度事業の執行状況について（職務執行状況報告）

理事長から、11月以降、報告事項1のとおり理事長専決を行ったこと、報告事項3のとおり博物館における文化財への不適切行為事案への対応を進めたこと、報告事項4のとおり平泉世界遺産ガイドンスセンターに係る指定管理者指定申請を行ったこと、危機管理として新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応方針を見直したこと、理事長権限での資金の借入れは行っていないことについて報告がなされた。

その後、別紙資料に基づき業務執行理事4名から、それぞれ令和4年度事業の執行状況について報告があり、いずれも了承した。

(3) 報告事項3 岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案を踏まえた対応について（職務執行状況報告）

別紙資料に基づき事務局長兼総務部長から報告があり、了承した。

《質問・意見等》

【監事】

不祥事案が発生した場合の対応について、最初は、その事案の規模の判断は非常に難しいものである。事業所長をトップとする対策本部の設置と記述があるが、この時に事業団事務局に第一報を入れるという流れをつくってほしい。

事業所で全容把握するのは相当の時間がかかるので、まずは事業団事務局に第一報を入れるという流れにすると、早めの対応が可能になる。

**【事務局長兼総務部長】**

本日、危機管理対応方針改正案は添付していないが、御指摘の点については、危機管理対応方針のフローチャートにおいて、事案が発生した場合には、消防機関や警察機関と並んで、事業団事務局にも第一報を入れるというような情報の流れ、体制を整備しているところ。

**【博物館館長】**

この問題が発覚してから約4年、皆様には多大なる御心配をおかけした。

現在の博物館職員は、全員この問題には関与していないが、問題発覚当時、誹謗、中傷を受けた例もある。そういう中で、これまで職員は一生懸命その後の処理に当たってきた。

職員には頭の下がる思いだが、文化財科学分析業務も含め、今後の適切な博物館運営に向け、二度とこのような不祥事が起きないように努めていく。

(4) 報告事項4 県立施設の指定管理者指定申請について

別紙資料に基づき総務部総務課長から報告があり、了承した。

9 その他

総務部総務課長から、次回の理事会について、特段の事情が生じない限り、本年5月、場所は未定ではあるが、令和4年度事業報告、収支決算の審議等を議事内容とする第65回理事会を開催予定である旨説明があり、全員これを了承した。

以上をもって議事の全部の審議を終了したので、午後3時50分に閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

令和5年3月29日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第64回理事会

議長 ..... 印

監事 ..... 印

監事 ..... 印